

## 糸満市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

令和3年6月9日 市長決裁

### 1 趣旨

このガイドラインは、市が所有する施設又は市が実施する事業（以下「施設等」という。）の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適切な導入及び運用を図るため、対象施設等や募集の方法及び応募者の選定方法等について、基本的な考え方をまとめたものです。

各施設等の所管課は、本ガイドラインに沿ってネーミングライツの導入を進め、適切な運用を図るものとします。

### 2 ネーミングライツの概要

ネーミングライツとは、市と民間事業者等との契約により、施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する権利です。市はネーミングライツを取得した民間事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）からその対価（以下「ネーミングライツ料」）を得て、施設等の安定的な管理運営や利用者のサービス向上を図ります。ネーミングライツ料は、原則として、ネーミングライツを導入した施設等の維持管理や運営に充てることとします。

なお、ネーミングライツ導入後、市は愛称を積極的に使用しますが、条例等で定める施設等の名称については変更を行わないものとし、議会等で条例上の名称を使用することや必要に応じて愛称と条例上の名称を併記する等の対応ができることとします。

### 3 ネーミングライツ導入の目的

厳しい財政状況の中、施設等を有効活用して安定的な財源を確保することにより、施設等の良好な管理運営に努めるとともに、民間の資源やノウハウ等を活用して、ネーミングライツパートナーと連携した取り組みを行うことにより、施設等の魅力や利用者のサービス向上及び地域の活性化を図ることを目的とします。

### 4 導入の手続き

ネーミングライツ導入の手続きとして、市が選定した施設等についてネーミングライツパートナーの募集を行う場合（以下「施設特定型」という。）と、ネーミングライツパートナーとなることを希望する民間事業者等の提案を募集する場合（以下「施設提案型」という。）があります。

#### （1）施設特定型の手続きの流れ

- ①対象施設等の選定
- ②募集条件の決定（募集要項の作成）
- ③ネーミングライツパートナーの募集
- ④審査委員会による審査（優先交渉権者及び次点以下の交渉順位の決定）
- ⑤優先交渉権者との協議（不調となった場合は、次点以下の交渉権者と協議）
- ⑥ネーミングライツパートナーの決定
- ⑦契約の締結

- ⑧愛称の周知
- ⑨施設等の表示変更
- ⑩愛称の使用開始

## (2) 施設提案型の手続きの流れ

- ①民間事業者等からの提案
- ②審査委員会による審査（提案に対する採用の可否の決定及び公募要否の検討）
- ③提案事業者等との協議
- ④ネーミングライツパートナーの決定
- ⑤契約の締結
- ⑥愛称の周知
- ⑦施設等の表示変更
- ⑧愛称の使用開始

※ 施設提案型の場合で、市が施設等を選定し、あらためてネーミングライツパートナーの募集を行うことにより複数の応募が見込まれる場合は、手続きの途中で施設特定型の手続きに転換することがあります。

## 5 対象施設等

ネーミングライツを導入する対象施設等は、文化施設、スポーツ施設、公園等の公共施設及びそれらの一部、またイベントや講座等のソフト事業を想定しています。

ただし、市役所庁舎、学校、市営住宅など、施設等の設置目的、性格、利用形態等を勘案し、愛称を付与するのが適当でないと判断されるものは対象外とします。

なお、ネーミングライツを導入しようとする施設が指定管理者制度導入施設である場合は、指定管理者の施設管理や運営の不利益とならないよう、あらかじめ指定管理者と協議を行い、必要に応じて協定書等を変更するなど、疑義が生じないようにする必要があります。

## 6 ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、施設等の維持管理及び運営に要する経費、施設等の規模、利用者数、イベント開催数、他自治体における類似事例、メディアへの露出度等を総合的に勘案して、施設等ごとに希望金額を設定します。

なお、当該金額はあくまで目安となる金額であり、当該金額を下回る額による申し込みや提案を行うことも可能とし、審査において総合的に評価をします。

## 7 契約期間

契約期間は次のとおりとします。

### (1) 公共施設の場合

施設の愛称を短期間で変更することは望ましくないため、契約期間は原則として3年以上とし、施設の性格等に応じて決定します。ただし、指定管理者制度導入（予定）施設については、指定期間を考慮して、適切な期間を設定します。

(2) イベントや講座等のソフト事業の場合

契約締結日から一連の事業が終了する日までとします。

## 8 愛称

(1) 愛称の条件

- ①愛称は施設等にふさわしいものとして、親しみやすさや呼びやすさ等の点から市民や施設利用者の理解が得られるものとします。
- ②施設等の特性により、必要に応じて、特定の地名やキーワードを含めるなど、市が希望する条件を設定できることとします。
- ③公募等により既に愛称が付与されている施設等については、その愛称を活かした名称となるよう条件を設定できることとします。

(2) 使用を禁止する愛称

愛称が次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象外とします。

- ①法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ②公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ④政治性又は宗教性のあるもの
- ⑤社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- ⑥個人の宣伝に関するもの
- ⑦その他愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(3) 愛称の変更

市民や施設利用者の混乱を避けるため、契約期間内において、愛称の変更はできません。

ただし、社名の変更などやむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、市とネーミングライツパートナーで協議のうえ、決定するものとします。

## 9 応募資格

本市のネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人その他の団体若しくはそれらにより構成されたグループ又は個人（以下「法人等」）が応募できることとします。

ただし、次の事項に該当する法人等は応募できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されているもの
- (2) 市から入札参加資格の指名停止措置を受けているもの
- (3) 国税又は地方税を滞納しているもの
- (4) 民事再生法による再生手続中又は会社更生法による更生手続中のもの
- (5) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反しているもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業を行うもの
- (7) 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で、風俗営業と規定される業種及びそ

れに類似する業種を行うもの

(10) その他ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるもの。

## 10 募集要項の作成

ネーミングライツパートナーの募集を行うにあたり、募集要項を作成することとします。募集要項に記載する主な事項は次のとおりです。

- (1) 趣旨（目的）
- (2) 対象施設等（施設等の名称、所在地、概要 等）
- (3) ネーミングライツ料（希望する金額（年額、消費税及び地方消費税相当額を含む））
- (4) 契約期間（愛称を付与する期間（原則として、年単位））
- (5) 愛称の条件
- (6) 応募資格
- (7) 費用負担
- (8) 応募方法（提出書類、募集期間 等）
- (9) 審査方法（審査項目 等）
- (10) 契約の締結及び解除
- (11) その他ネーミングライツパートナーの募集に必要な事項

## 11 募集方法等

### (1) 募集方法

ネーミングライツパートナーの募集は、原則として公募するものとし、募集要項を市ホームページ等に掲載することにより行います。

### (2) 募集期間

募集期間は次のとおりとします。

- ①施設特定型は、原則として、30日以上とします。
- ②施設提案型は、随時提案を受け付けます。

### (3) 応募がなかった場合の取扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集条件を見直したうえで再度募集を行うことや、随時提案を受け付けることに移行することを検討します。

## 12 審査及び決定

### (1) 審査委員会の設置

ネーミングライツの導入に際し、関係部署の職員からなる審査委員会を設置します。審査委員会は、提出された書類に基づいて、ネーミングライツパートナーとしての適格性、優先交渉権者の決定や民間事業者等からの提案に対する採用の可否の決定等について審査を行います。また、審査にあたり、必要に応じて、応募者からヒアリングを行います。

なお、応募者が1者のみの場合であっても、審査委員会を設置し、ネーミングライツパートナーとして適しているか否かについて審査を行います。

### (2) 審査委員会の委員

審査委員会の委員は、施設等を所管する部長、課長その他関係部署の職員をもって組織し、

審査委員会に係る庶務は、施設等の所管課で行うものとします。

### (3) 審査項目及び審査ポイント

審査については、次の視点で審査項目を定め、総合的に評価をします。

#### ①法人等の状況

経営状況の健全性 等

#### ②応募の趣旨

本市のネーミングライツの目的に沿っているか 等

#### ③愛称

愛称の親しみやすさ、呼びやすさ、わかりやすさ、施設等にふさわしいか 等

#### ④ネーミングライツ料

応募金額の妥当性 等

#### ⑤契約期間

安定したネーミングライツの運用が図られる期間の長さか 等

#### ⑥地域貢献/社会貢献

地域貢献/社会貢献の実績の有無 等

#### ⑦施設等の魅力向上や地域活性化につながる提案

施設等の魅力向上や地域活性化に関する提案の有無、適合性及び実現可能性 等

#### ⑧ネーミングライツの導入妥当性（「施設提案型」のみ）

施設等の設置目的、性格、利用形態、提案内容等から判断して、愛称を付与することの妥当性 等

#### ⑨その他審査に必要な事項

必要に応じて、独自の審査項目を定められるものとします。

### (4) 優先交渉権者等の決定

審査項目に基づき、優先交渉権者及び次点以下の交渉順位について決定します。

また、施設提案型の場合は、提案に対する採用の可否を決定します。

## 13 優先交渉権者との協議

市は優先交渉権者と契約内容について協議を行い、双方が合意する必要があります。

なお、優先交渉権者と協議が整わず合意の可能性がないと市が判断した場合は、協議を打ち切り、次点交渉権者と協議を行います。

## 14 契約の締結及び公表

### (1) 契約の締結

優先交渉権者（次点交渉権者）と協議が整った場合は、ネーミングライツパートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。

なお、愛称が頻繁に変更になることを避けるため、ネーミングライツを継続して導入する施設においては、現契約者であるネーミングライツパートナーは、次回契約について、現契約期間満了6ヶ月前までは優先的に交渉できることとします。当該期間内に、次回契約に関する合意に至らなかった場合は、公募を行うこととします。

### (2) 公表

ネーミングライツパートナーとの契約締結後は、速やかにネーミングライツパートナーの名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を市ホームページや広報誌等により広く公表することとします。

## 15 費用負担

ネーミングライツの導入に伴う費用負担については、次の表のとおりとします。同表において、ネーミングライツパートナーの負担となっている費用は、ネーミングライツ料とは別に負担する必要があります。

区分	費用負担	
	市	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板等の新設及び表示変更 ※1		○
新設した看板等の修繕等の維持管理		○
契約期間満了後の原状回復		○
市が発行する印刷物やホームページの表示変更 ※2	○	

※1 施設敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議のうえ、可能なものについて行います。新規看板等の設置については、設置の可否も含めて市や関係機関との協議により決定します。

※2 市が発行する印刷物については、残部数や改訂時期等を考慮し、ネーミングライツパートナーと協議のうえ、変更時期を決定します。

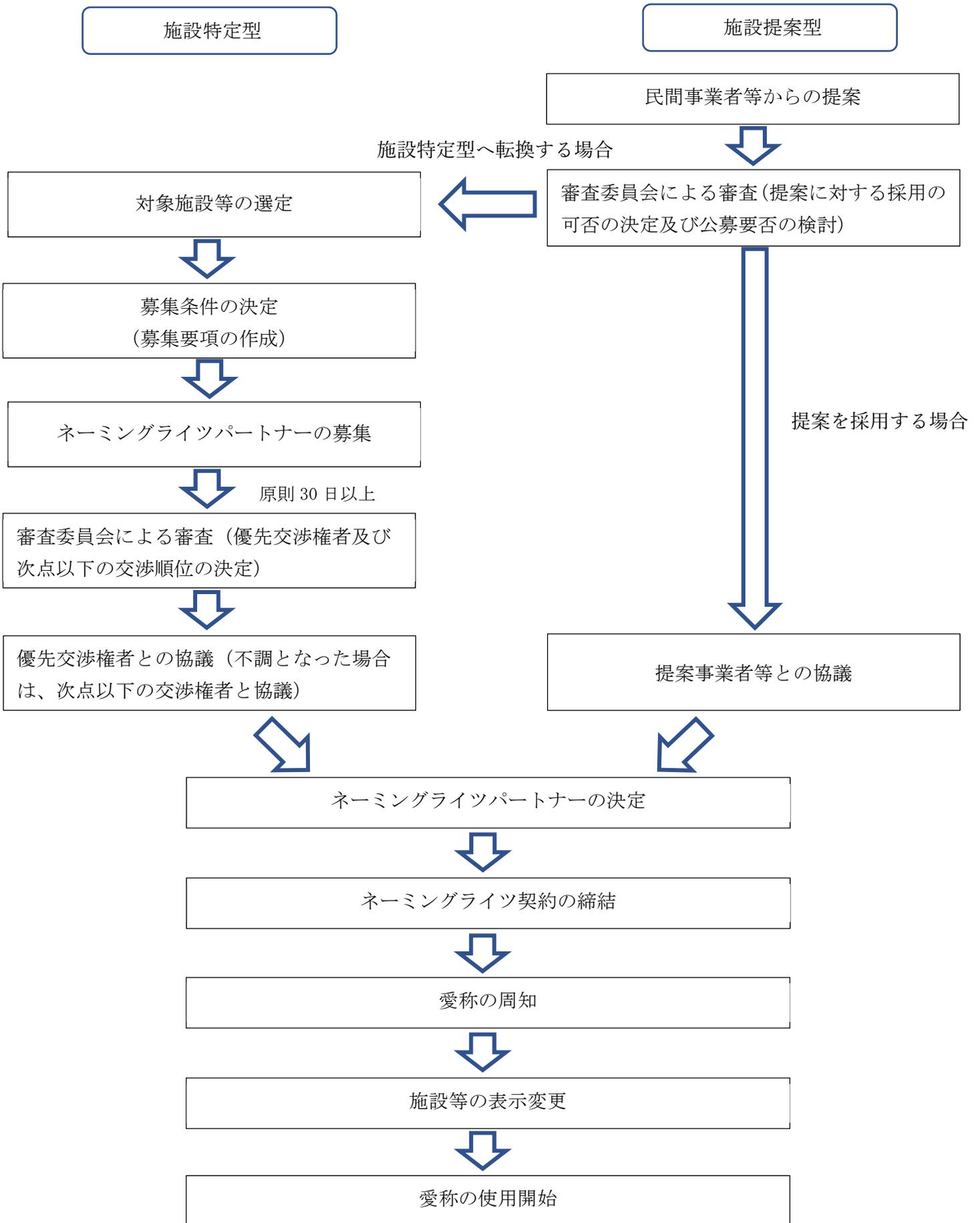
## 16 リスク負担

ネーミングライツパートナーが設置又は変更した看板等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担はネーミングライツパートナーが負うものとします。また、その他定めのないリスクが生じた場合の負担は、市とネーミングライツパートナーで協議のうえ、決定するものとします。

## 17 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為その他ネーミングライツパートナーの責めに帰すべき理由により、市や対象施設等のイメージが損なわれるおそれのある場合など、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるときは、市は契約期間の満了を待たずに契約を解除できることとします。この場合における原状回復等に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担することとし、市は既に支払いが終わっているネーミングライツ料は返還しないものとします。また、契約の解除に伴い、ネーミングライツパートナーに損害が発生した場合であっても、市はその責任を負わないものとします。

ネーミングライツ導入手続きフロー図



ネーミングライツ導入手続きフロー図

所管課: 公共施設を管理する所管課

施設特定型 4(1)

施設提案型 4(2)

